

下限面積について（農地法第3条第2項第5号による別段の面積）

下限面積は「毎年、農業委員会にて設定または修正の必要性について検討し、当該検討結果を公表すること」とされています。本年度の検討結果をお知らせします。

農地法第3条第2項第5号による別段の面積（下限面積）について、今年度は次のとおりとする。

- | | |
|--------|----------------|
| ① 設定区域 | 砂川市 |
| ② 設定面積 | 1.5ヘクタール |
| ③ 定用法令 | 農地法施行規則第17条第2項 |

【平成30年7月25日開催第13回農業委員会定例総会にて決定】

※下限面積とは

下限面積は、農地を権利取得する際の要件のひとつです。北海道では農地の権利取得後の経営面積が2ヘクタール以上を必要としています。砂川市管内では1.5ヘクタール以上となるよう農業委員会が定めています。

「平成29年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価」および「平成30年度の目標およびその達成に向けた活動計画」が決定しました

6月25日（月）開催の農業委員会総会において、「平成29年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価」および「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」が決定しました。砂川市ホームページ（<http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/>）に掲載しています。



で 専門的
掲載。 全国的な情報から、家族が楽しめる記事まで
全国農業新聞は毎週金曜日発行です。

HOTな情報が満載！
全国農業新聞



知って得する！ 農業者年金

☆農業者年金で節税

農業者年金は、支払った保険料が全額社会保険料控除の対象となるため、所得税や住民税等の節税に繋がります。

☆担い手には保険料の国庫補助

要件を満たす39歳以下の担い手には、保険料の国庫補助を受けることができます。

☆少子高齢化に強い

自ら積み立てた保険料を受け取る積立方式の為、少子高齢時代でも安定して年金を受給できます。

詳細については折り込みチラシをご覧ください。

申し込み等につきましては、農業委員会までご連絡ください。